

(仮称) 第7次横須賀市男女共同参画プランの策定について

- 1 目的
 - 2 策定の背景
 - 3 プランの位置づけ
 - 4 策定スケジュール
 - 5 第6次プラン策定後の主な動き
 - 6 第6次プランの振り返り
 - 7 次期プランの骨子(案)
 - 8 次期プランの方向性(案)
-

1 目的

性別・性的指向・性自認等にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等と多様な性を尊重する社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等と多様な性に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 策定の背景

横須賀市男女共同参画プランは、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」第10条第1項に基づき、本市のジェンダー平等及び多様な性の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

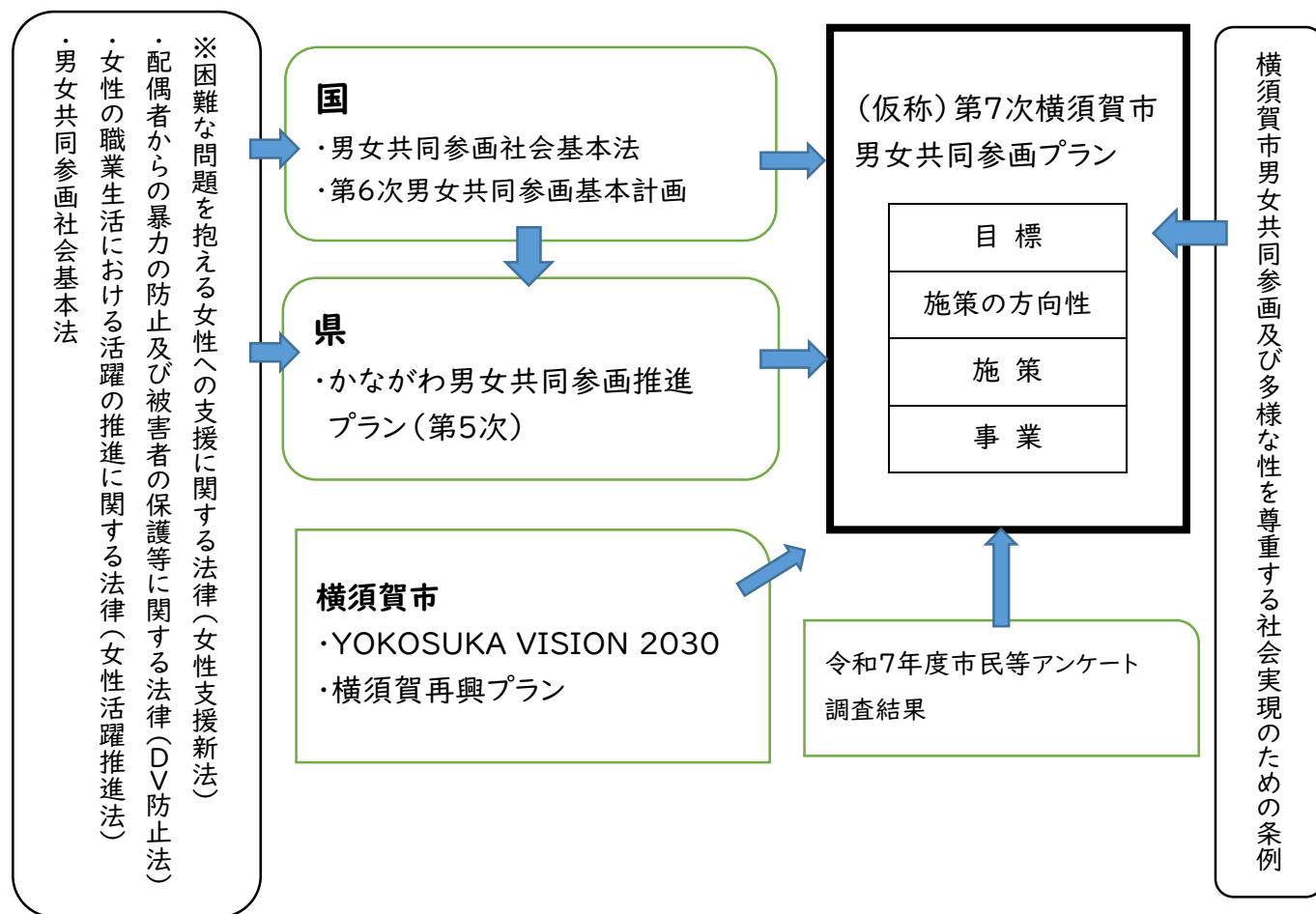
現行の「第6次横須賀市男女共同参画プラン」は、令和5年度から令和8年度までを計画期間としていますので、令和9年度からの計画を策定します。

横須賀市の経緯

年	プラン等名称	計画期間
平成 6 年	横須賀市女性行政総合プラン 策定 ～デュオプランよこすか～	平成 6 年度～平成12年度
平成 1 1 年	(国) 男女共同参画社会基本法 施行	
平成 1 3 年	横須賀市男女共同参画プラン 策定 ～デュオプランよこすかPartⅡ～	平成13年度～平成18年度
平成 1 4 年	「横須賀市男女共同参画推進条例」施行	
平成 1 9 年	横須賀市男女共同参画プラン（第3次） 策定 ～デュオプランよこすかPartⅢ～	平成19年度～平成24年度
平成 2 0 年	男女共同参画モデル事業所づくり計画 策定	平成20年度～平成24年度
平成 2 5 年	第4次横須賀市男女共同参画プラン 策定 (男女共同参画モデル事業所づくり計画と統合)	平成25年度～平成29年度
平成 3 0 年	第5次横須賀市男女共同参画プラン 策定	平成30年度～令和 4 年度※
平成 3 1 年 令和 元 年	・「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」施行 ・「横須賀市人権施策推進指針」改定 →分野別課題解決項目に性的マイノリティを新たに位置付け ・「パートナーシップ宣誓証明制度」導入	
令和 2 年	「パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用」開始	
令和 5 年	第6次横須賀市男女共同参画プラン 策定	令和 5 年度～令和 8 年度
令和 7 年	「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」改正	
令和 8 年度	(仮称) 第7次横須賀市男女共同参画プラン（令和 9 年度～） 策定（審議・検討）	

3 プランの位置づけ

- ① 国「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく市町村男女共同参画計画
- ② 「横須賀市男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」第10条に基づく基本計画
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条に基づく市町村推進計画
- ④ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3に基づく市町村基本計画
- ⑤ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第8条に基づく市町村基本計画（※令和6年4月施行。新たに次期プランにて位置づけるもの）



4 策定スケジュール

年	月	審議会
R 8 (2026)	6	第1回審議会 ・ 諮問 ○ 新プラン全体像 ・ 素案の検討 ・ 体系 ・ 計画期間 議会 一般報告：背景、策定方法、スケジュール
	7	(事務局) 各事業の主管課との調整・ヒアリング開始～9月
	8	第2回審議会 ・ 第1回の続き ・ 新プラン案の内容検討
	9	議会 一般報告：パブコメ実施について
	10	第3回審議会 ・ 新プラン案の内容検討②→パブコメ案の確定
	11	パブリック・コメントの実施
	12	議会 一般報告：プラン案について
R 9 (2027)	1	第4回審議会 ・ パブコメ回答について ・ 新プラン案の修正確認
	2	第5回審議会 ・ 答申案の検討（新プラン案の完成）
	3	議会 一般報告：策定について 審議会から答申

5 第6次プラン策定後の主な動き

時 期	内 容
令和5年4月	・「第6次横須賀市男女共同参画プラン」策定
令和5年度	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）改正（2024年施行） →保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化等 ・刑事法の整備：強姦性交等罪を不同意性交等罪に変更 ・こども家庭庁と内閣府の合同会議において「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」決定 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）公布・施行 →性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）への理解を促し、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした法律 ・（国）男性及び男児のための性暴力被害者ホットライン開設 ・（国）第5次基本計画の一部変更を閣議決定 →企業における女性登用の加速化及びテレワークに係る成果目標の設定 ・（県）「第5次かながわ男女共同参画推進プラン」策定
令和6年度	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行 →「売春防止法」に代わる女性の福祉の増進や人権擁護を目的とした法律で、生活困窮、性暴力被害、DV、孤立など、様々な困難に直面している、年齢・障害の有無・国籍を問わず、全ての女性を対象とし、年齢や国籍を問わず切れ目のない包括的な支援を提供。 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）及び「次世代育成支援対策推進法」改正 →子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 ・（県）かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（令和6年度～令和10年度）策定
令和7年4月	・「横須賀市男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現のための条例」改正 →主な改正点 （1）性別等に基づく暴力に関する規定の見直し→性別等に関わらず「誰もが被害者になりうる」という考え方を条例に反映 （2）「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方の反映 →「性と生殖に関する健康と権利」の考えについて、包括的な性の健康と権利を含む内容に改正 （3）アウティングの禁止、カミングアウトの強制・制限を禁止する規定の明確化 →アウティングの禁止とカミングアウトの強制・制限について明記
令和7年度	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正 →期限の10年間の時限延長（令和18年3月31日まで） →常時雇用する労働者数101人以上の一般事業主及び特定事業主に対する、男女間賃金格差・女性管理職比率の情報公開の義務付け等 ・国の男女共同参画センターの法的位置づけが明確化。機能強化へ
令和8年3月	・（国）「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定

6 第6次プランの振り返り

1 第6次プランの主な特徴

(1) 多様な性の明確な位置づけ

- ・平成31年4月の条例改正後の男女共同参画プランとして策定
- ・条例改正の趣旨を踏まえて、多様な性をプランの柱として位置付け。
- ・課題を明確化し、課題解決に向けて取り組む姿勢を提示。
(第5次「主要施策」→第6次「目標」)
- ・ジェンダー平等と多様な性を切り分けし、課題を混同させず可視化。

(2) 健康支援の推進

- ・性差に応じた健康支援を行うとともに、一人ひとりが生きがいを持って社会に参加できるように、「生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり」を目標に掲げた。
- ・性と生殖に関する健康と権利（SRHR：セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を尊重する施策を追加。
- ・健康経営（従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること）の施策を追加

2 全体的な振り返り

(1) 評価

- ・「ジェンダー平等」と「多様な性」の課題を区別して可視化したこと。
- ・これにより、施策の対象をより明確にした上で、事業を実施することができた。
(例) 多様な性の啓発（若年層、事業者、保護者、関心のない層等）
SRHRの啓発（親子、保育士等、事業者等）
- ・市役所内の事業においては、指標・数値目標の数値が向上し、全体的な事業評価においてもA・B評価が多く、プランの考え方や趣旨が浸透しつつあることがうかがえる。

(2) 課題

- ・男性を含む多様な立場の課題にも目を向けること。

第6次横須賀市男女共同参画プラン 指標・数値目標結果一覧

	指標	プラン策定時	直近値	目標値
施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり				
1	「ジェンダー」という言葉の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	63.0% (令和3年度アンケート調査)	68.8% (令和7年度アンケート調査)	70%
施策の方向性2 性的マイノリティ(LGBTQ+)への支援				
2	「アウティング」という言葉の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	—	13.5% (令和7年度アンケート調査)	70%
3	パートナーシップ宣誓証明制度の認知度 (言葉の意味も含めて知っている人の割合)	38.1% (令和3年度アンケート調査)	29.5% (令和7年度アンケート調査)	70%
4	よこすかLGBTs相談の認知度	—	29.4% ※ (令和7年度アンケート調査)	70%
施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進				
5	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	36.1% (令和3年度アンケート調査)	14.3% (令和7年度アンケート調査)	50%

※内容も含めて知っている
+聞いたことはある人の合計

【令和7年度 横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査での設問文・選択肢】
問2 あなたは、次の各分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

	優遇されている 男性の方が	どちらかといえば男 性の方が優遇されて	平等である	どちらかといえば女 性の方が優遇されて	優遇されている 女性の方が	わからない
① 社会全体で	124	367	102	48	16	56
	17.4%	51.5%	14.3%	6.7%	2.2%	7.9%

【令和3年度 横須賀市男女共同参画と多様な性についてのアンケート調査での設問文・選択肢】
問2：わが国では、以下の各場面で、男女は対等に活躍している、あるいは男女共同参画が進んでいると思いますか。

①社会全般の風潮

選択肢	割合	
そう思う	6.1%	36.1%
どちらかといえばそう思う	30.0%	
どちらかといえばそう思わない	45.3%	63.9%
そう思わない	18.6%	

【参考】令和6年度実施 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

(2) 社会全体における男女の地位の平等感

問2 あなたは社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(○は1つ)

	令和4年11月		令和6年9月	
男性の方が優遇されている(小計)	78.8%	→	74.7%	↓
・男性の方が非常に優遇されている	14.0%	→	11.9%	↓
・どちらかといえば男性の方が優遇されている	64.7%	→	62.8%	
平等	14.7%	→	16.7%	↑
女性の方が優遇されている(小計)	4.8%	→	6.8%	↑
・どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.2%	→	6.1%	↑
・女性の方が非常に優遇されている	0.6%	→	0.7%	

6	市役所における女性管理職(課長級以上)の割合	9.4% (令和4年4月)	11.9% (令和8年4月)	20%
7	市の審議会等委員に占める女性の割合	28.9% (令和4年8月)	30.0% (令和7年8月)	40%
施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進				
8	市の男性育児休業取得率割合	37.1% (令和3年度)	84.2% (令和6年度)	100%
9	市職員の有給休暇取得日数	14.3日 (令和3年度)	15.6日 (令和6年度)	15日
施策の方向性5 子育て・介護の環境整備				
10	保育所等利用待機児童数	9人 (令和4年4月)	1人 (令和8年4月)	0人
施策の方向性6 健康支援の推進				
11	女性特有のがん検診の受診率 ・(20歳以上の女性)子宮がん(子宮頸がん)検診 ・(40歳以上の女性)乳がん検診	—	令和7年度アンケート調査 子宮がん検診 (20歳以上の女性) 58.5% ----- 乳がん検診 (40歳以上の女性) 59.6%	50%
施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援				
12	デュオよこすか「女性のための相談室」を知っている人の割合	—	26.9% ※	70%
施策の方向性8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶				
13	デートDV・DVに関して相談できる機関を知っている人の割合	89.7% (令和3年度アンケート調査)	88.5%	100%

※内容も含めて知っている
+聞いたことはある人の合計

7 次期プランの骨子（案）

（１）計画期間（案）：令和９年度（２０２７年度）～令和１３年度（２０３１年度）の５年間

（理由）：国の動向の迅速な反映：

- ・国の第６次男女共同参画基本計画が「令和８年度（２０２６年度）～令和１２年度（２０３０年度）」の５年間で策定。
- ・国の計画が策定された次年度（令和９年度）に市のプラン策定を開始できる。
- ・これにより、国の動向や方針を速やかに市のプランに反映させることが可能となる。

（２）計画名称（案）：第７次横須賀市男女共同参画プラン

～ジェンダー平等と多様な性を尊重する社会を目指して～

（理由）・次期プランがこれまでの取り組みと継続性があることを示すため。

- ・「男女共同参画社会基本法」、国の「第６次男女共同参画基本計画」に基づくプランであることから、プランの名称は「男女共同参画」を継承する。
- ・「ジェンダー平等」と「多様な性の尊重」を両軸とし、それぞれに関する課題を明確にするため。

■ジェンダー平等に関する主な課題

- ・固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」、男らしさ・女らしさ等）の解消
- ・女性の職業生活における活躍の推進
- ・男女の賃金格差是正の推進

■多様な性の尊重に関する主な課題

- ・多様な性の尊重に関する理解の促進
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+）当事者に対する支援の推進

（３）体系図（案）

- ・第６次プランの構成（目標、施策の方向性、施策、事業の４層構成）を継承。

※目標、施策の方向性、施策の内容は今後の審議により決定します。

目 標
施策の方向性
施 策
事 業

次期男女共同参画プランの体系図（全体像）

目 標		施策の方向性		施 策	
1	ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり	1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり	1	市役所における理解促進・意識啓発
				2	市民に対する理解促進・意識啓発
				3	学校教育における理解促進・意識啓発
				4	事業者等に対する理解促進・意識啓発
				5	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供
		2	性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援	6	性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援
2	全ての人が活躍できる環境づくり ※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画	3	女性の活躍推進・参画促進※	7	女性の活躍に向けた支援
				8	政策・方針決定過程への女性の参画促進
		4	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※	9	ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援
				10	男性の家庭や子育てへの参画促進
		5	子育て・介護の環境整備	11	子育て支援の充実
				12	介護の相談支援の充実
3	生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり	6	健康支援の推進	13	生涯を通じた健康支援
				14	性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重
4	全ての人が安心して暮らせる環境づくり 「 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法） 」に基づく市町村基本計画	7	様々な困難を抱える人への支援	15	女性のための相談支援の充実
				16	ひとり親家庭への支援の充実
				17	困難な問題を抱える人への相談支援の充実
5	ジェンダーに基づく暴力のない環境づくり 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画	8	ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶	18	ジェンダーに基づく暴力の防止に関する啓発
				19	ジェンダーに基づく暴力に対する相談支援の充実
				20	様々なハラスメントの防止対策の推進

(4) 指標・数値目標（案）

- ・継続的に経過を観察して評価をする点から、基本的に指標は継続。
- ・アンダーバー（ ）は第6次プランからの変更案

	指標	現状値	目標値（令和13年度）
施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解促進・意識づくり			
1	「ジェンダー」という言葉の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合）	68.8% （令和7年度アンケート調査）	70%→ <u>80%</u>
施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援			
2	「アウティング」という言葉の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合）	13.5% （令和7年度アンケート調査）	70%
3	パートナーシップ宣誓証明制度の認知度 （言葉の意味も含めて知っている人の割合）	29.5% （令和7年度アンケート調査）	70%
4	よこすかLGBTs相談の認知度	29.4% （令和7年度アンケート調査）	70%
施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進			
5	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	14.3% （令和7年度アンケート調査）	50%
6	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	11.9% （令和8年4月）	20%
7	市の審議会等委員に占める女性の割合	30.0% （令和7年8月）	40%
施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進			
8	市の男性育児休業取得率割合	84.2% （令和6年度）	<u>毎年度</u> 100%
9	市職員の有給休暇取得日数	15.6日 （令和6年度）	<u>毎年度</u> 15日以上
施策の方向性5 子育て・介護の環境整備			
10	保育所等利用待機児童数	1人 （令和8年4月）	0人
施策の方向性6 健康支援の推進			
11	女性特有のがん検診の受診率	令和7年度アンケート調査 子宮がん検診 （20歳以上の女性） 58.5% 乳がん検診 （40歳以上の女性） 59.6%	50%→ <u>70%</u>
新	<u>健康経営の事業所の認知度（案）</u>	—	<u>70%</u>
施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援			
12	デュオよこすか「女性のための相談室」を知っている人の割合	26.9% （令和7年度アンケート調査）	70%
施策の方向性8 ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶			
13	デートDV・DVに関して相談できる機関を知っている人の割合	88.5% （令和7年度アンケート調査）	100%

8 次期プランの方向性（案）

○横須賀市として目指す未来像：「誰も一人にさせないまち」の実現

■次期男女共同参画プランにおける重点分野（案）

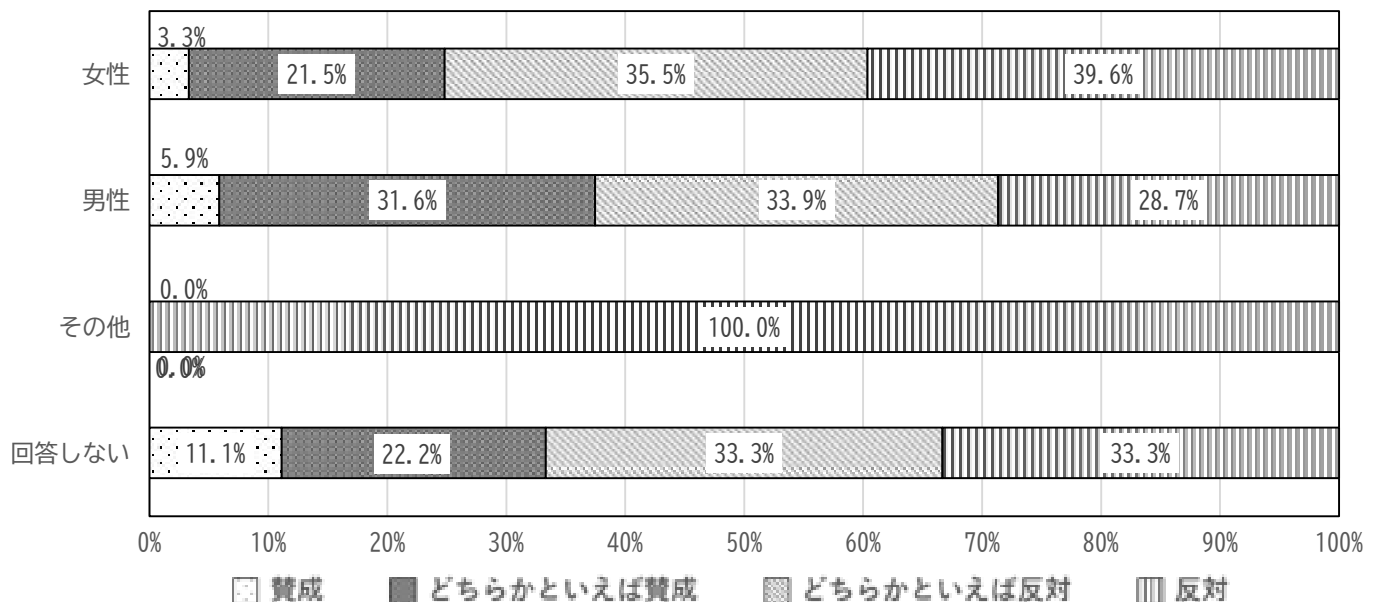
I 固定的性別役割分担意識の解消

○市民アンケートでは、「固定的性別役割分担意識」が依然として根強く残っているから。

- ・「固定的性別役割分担意識」や無意識な偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発のさらなる強化

（参照）市民アンケート 問4

「男性は外で仕事をし、女性は家庭を守るべきである」の意見について、どのように思いますか。



令和3年度（参考。選択肢が異なる。）

男性は外で仕事をし、女性は家庭を守るべきである		
選択肢	R3	
そう思う	2.1%	17.9%
どちらかといえばそう思う	15.8%	
どちらかといえばそう思わない	30.3%	82.1%
そう思わない	51.8%	

2 性的マイノリティに関する理解・認知の向上

○市民アンケートでは、多様な性の関連用語・制度の認知度が低かったため。

(SOGI, アウティング, パートナーシップ宣誓証明制度)

- SOGI (内容も含めて知っている：5.5%、聞いたこともない：78.2%)
- アウティング (内容も含めて知っている：13.5%、聞いたこともない：72.1%)
- パートナーシップ宣誓証明制度 (内容も含めて知っている：29.5%、聞いたこともない：33.7%)

- ・多様な性の関連用語・制度の認知度向上を図る。
- ・併せて、事業所における取り組み(理解促進、配慮、環境整備等)の推進につなげる。

3 男性を含めた当事者性の醸成

○男性自身がジェンダー平等を「自分事」として捉え、当事者意識を持つことが重要であるため。

- ・男性への支援

男性自身に根強く残っている固定的性別役割分担意識が生きづらさや精神面での孤立につながりやすい傾向がある。

- ・男性へのアプローチ強化が課題

4 女性が長く働き続けるための環境整備

○市民アンケートでは、女性が長く働き続ける上で特に重要な要素として、制度面の環境整備が特に重要だと思っている割合が高かったため。

回答割合で最も高かったもの

女性：柔軟な勤務形態の導入：22.4% (全体：20.8% 男性：18.7%)

男性：育児・介護休業制度の充実：19.6% (全体：19.2% 女性：19.0%)

- ・企業の行動変容を促す施策の企画・実行支援

5 家族形態・価値観の多様化への対応

○単身者の増加、未婚率の上昇など、ライフスタイルや価値観が多様化しているため

- ・単身者(中高年齢層)の貧困課題への支援